

野田市農業委員会総会会議録（第8回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年8月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1・2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
4番 川辺茂	5番 筑井正
6番 古谷文夫	7番 齊藤和夫
8番 石塚正夫	9番 染谷美佐夫
10番 針ヶ谷久翁	11番 鳩貝直子
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農用地利用配分計画について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第5号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和4年第8回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、3番、藤井愛子委員、所用のため、12番、宇佐見委員、病気のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

5 番 筑井 正 委員

7 番 齊藤 和夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までとなっております。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 1 についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 1,953 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

譲渡人の申請理由は、高齢のため農業経営を廃業するため、譲受人の申請理由は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 7 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第 1 班より説明をお願いします。

針ヶ谷委員 今月は 1 班が担当で、8 月 4 日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第 1 号申請番号 1 番、2 番、議案第 2 号申請番号 1 番から 3 番については齊藤委員、議案第 1 号申請番号 3 番、議案第 2 号申請番号 4 番から 10 番については川辺委員が、ご報告します。

それでは、議案第 1 号申請番号 1 番について齊藤委員から報告をお願いします。

齊藤委員 議案第 1 号申請番号 1 番について報告します。

申請地は、今上字新道下の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 6 筆で 5,201 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営を開始するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、第5号の下限面積要件については、権利を取得する農地の面積が50アール以上のため、要件を満たしています。

第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業常時従事要件については、機械、労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

令和4年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、岩名字権現後の畑1筆、岩名字香取前の畑5筆で、耕作中の農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、新規就農者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 ○○と申します。

よろしくをお願いします。

まず、ポイントに沿って説明していくと土地の選定理由としては、ブルーベリーの観光農園をやりたいと思っているので、まとまった5反以上の土地が、望ましいということと、あとは道路に、主要な道路に面していて、立地もすごく良いので、お客さんも受けやすいかなというところで、野田の岩名の土地を選定させていただきました。

営農計画としては、今ちょうどブルーベリーの2年生の苗を植えていて、ただ、直近2年ぐらいは種を全部積みとって、木を大きくするために種を全部積みとって、2年後位にならないと大体1キロから2キロ採れないような感じなのであと2年後、1つの木から2キロ位収量を目標として、それが一反当たり、500本位で植えてるんですけども、なので2年後に、ブルーベリーの100グラム当たり300円なので、1キロ3000円として、1反から15万円位で、5反で100万円位で、2年後それ位なんですけれども、成木になれば、1反当たり8キロから10キロとれるので、500円万以上にはなってくると思うんですが、最初ちょっとしばらく厳しいんですけども、何だ

ろう、木の育成からやっていきたいと思ってました。

生産方法の処理方法については、もちろん摘み取り農園ですのでお客さんに摘みとって、買ってもらおうのと、後は、3年生位のも幾らかあるので、わくわく広場だったり、後は、スマホアプリの売れるものがあるので、そちらで販売したりしております。

農業機械は草刈り機のみ対応可能なので、耕運機とか、そういったもろもろ必要ないので、除草剤も特に使ってませんし農薬も使わずにブルーベリーできるので、機械は草刈り機のみで、やりました。

技術について私は、農業試験場で3年間働いていて、あと農業普及員として2年間岩手県職員として働いてましたので、主の農業者は私の妻なんですが、その労働者2人いて、そのブルーベリーの管理、最初のメインの管理は、選定の部分と草刈りだと思うので、ちょっと空いている日を2人で交代で見たいと思っておりました。

本当に簡単な説明なんですけども以上です。

申請人は〇〇なんですけど私の妻でして、私が今中学校の教員してまして、土日しか対応できないということで、メインは手伝いになってしまうんですけども、子供が3歳で小さいので私の方で管理しながら、ある程度子供が大きくなったら、妻と一緒に協力してやっていきたいと思っておりました。

石山（幹）委員 岩名に出てきた圃場にした選定理由について、お聞きしたいのですが。

申請人 たまたま5反まとまった土地が空いていた岩名を紹介していただいた圃場で、なんですけどもすごい条件が良くて、貸主の方も凄いい方だったのでそこに決めました。

石山（幹）委員 それからどうして野田市で、営農したいと思ったんですか。

申請人 住居が野田市〇〇にありまして、家から近いためです。

筑井委員 先ほどちょっと聞き漏らしたかもわからないけど、ブルーベリーは今流行の鉢栽培ですか。

申請人 地植えです。

鉢だと下に黒マルチ敷いたり、溶液システムで、その莫大な金が、かかりますので。

事務局 補足ですいません。

先ほどの選定理由ですが、農地のあっせん依頼が〇〇さんの方からありまして、住まいが野田市〇〇ということと、あと観光農園やりたいということで岩名が良いんじゃないかというところで、中島推進委員さんに、あっせんの依頼をお願いして、中島推進委員にあっせんいただいたところが、今回の申請地になってございます。

吉岡委員 農業試験場というのは何ですか。

申請人 岩手県の農業研究センターというところで、土壌肥料の試験研究を、県の組織でおっきな圃場があるんで、それでお米が炊きやすい基準というときに、どういう肥培条件で、やったら、美味しくとれるかとか。

吉岡委員 それはどなたが勤めているの。

申請人 私勤めてました。

吉岡委員 それから教員になった。

申請人 それから教員です。

吉岡委員 中学校の教員とおっしゃったでしょ。

申請人 そうですね。

吉岡委員 休みだとか、どうなの手伝いするにはかなり時間的に厳しくないですか。

申請人 早朝や帰ってきてやったり、最近は部活動も外部委託にクラブチーム化してきて、学校と切り離されるので。

吉岡委員 どこに務めてるんですか。

申請人 今、柏市の〇〇中学校、

議長 ありがとうございます。

その他、何かご質問ありますか。

他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1,697平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、第5号の下限面積要件については、福岡市の耕作証明が添付されており、福岡市での耕作面積9,963平方メートルとなっております、要件を満たしています。

第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業常時従事要件については、機械、労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

令和4年7月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字中小用地の畑1筆で、肥培管理されている農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 ○○の○○と申します。

よろしくをお願いします。

福岡で今現在、モリンガの栽培されまして、設備機械等は、常備しておりますので、耕作についての問題はないかと思えます。

これから関東、東京の医療法人の方に、モリンガを納品することがありまして、福岡の○○で耕作してるんですけども、島から本土に、そういったものを、いったん出してそこから空輸して、納品するという形だったんですが、東京の方で作る事がもし準備できるのであれば、我々耕作の経費であったりとか、輸送コストの削減ができるもので、その機会がたまたま野田市の購入しよ

うとっていう土地がありました。

土地の購入ができれば、経費削減とか、輸送コストの削減ということで、購入する機会があったので申請させていただきました。

筑井委員 すいません、ちょっと私聞き取れなかったのですが作物は何を作付しますか。

申請人 モリンガというスーパーフードです。

筑井委員 ちょっと私よくわからないんですけどどういう作物ですか。

申請人 そもそも熱帯地方ですね、取られる作物で、インドだったりだとか、インドネシアあたりから、ヒマラヤとかでも取れるんですけども、ビタミン、ミネラルを豊富で、栄養価が高いことで、俗に言うスーパーフード。

健康食品の中でも、ものすごく注目されるもので、その作物を耕作してることで、医療法人の方からも良くオファーが来ます。

モリンガ茶だったらネットで出てくると思います。

筑井委員 それはあれですか、実とかじゃなくて葉っぱですか。

申請人 実がなります。

その実が栄養価があって、当然葉っぱも栄養価があるんですけども、それをフリーズドライにして、お客様にお届けする。

普通の作物の100倍から200倍位栄養が高いと。

筑井委員 それは路地で、1年草で野菜と同じようにナスとかトマトみたいな感じですか。

申請人 耕作の方法は、冬に準備をしまして、ゴールデンウィーク前までに作付して、それを種から苗にして苗をゴールデンウィーク前に植えまして、それから、大体10月から12月位までにかけて種を収穫して、収穫終わったら1回抜きます。

齊藤委員 そうしますと一年草の作物ですか。

申請人 はい、そうです。

海外ではですねそのまま作付した状態にして、放置されて、苗の木の高さが3メートル4メートルもあるんですけども、それじゃちょっと日本ではですね、耕作していくのがちょっと大変なので、我々は1年に1回抜くようにしています。

大体、日本で耕作されている方は、1年で抜かれると思います。

齊藤委員 そうすると抜いたモリングは、どうするんですか、

申請人 それを精油される業者さんもいますし、葉っぱをもつたいないということで、それを精油される方もいらっしゃいますし、廃棄されるところもありますし、それを堆肥に使おうとするところもありますが、我々は廃棄します。

齊藤委員 燃やすのですか。

申請人 一旦抜いて、置いて枯らして半年位したら廃棄物で出します。

事務局 実を使うのですか。

申請人 実を使います。
ただ葉っぱとか茎を使ってるところもあります。

吉岡委員 この商品をこの辺で買うとすれば、見たいんですけど、どこかありますか。

申請人 うちの商品は、病院の方に納品しています。
インターネットには結構普及されてます。

吉岡委員 普段このスーパーとかでは売っていないのですか、

申請人 スーパーで売っていません。
皆さん通販で、購入しています。

事務局 その種を精油とか油を取るのではなくて、医薬品になるのですか。

申請人 我々はパウダー、粉末にして、医療機関の方に納入します。

議長 私のこれ地元なんですよ。

これからも許可になって成功してくれば、もうちょっと拡大するとか、そのような予定とかありますか。

申請人 もちろんですね。

需要があるので、我々のチャンスがあるのであれば、そのチャンスを逃さないようにしっかりと、計画を立てて、それは事業収益になっていけば、当然拡大したいんですけども、なかなかまだ皆さんが思われる認知度が結構低かったりしますけど、チャンスがあれば拡大したいです。

吉岡委員 粉末にする機械とかは、全部備わっているんですか。

申請人 はい、揃えています。

事務局 野田で取れたものは、どこへ行くのですか。

申請人 東京の新橋にあります〇〇という医療法人に納入します。

事務局 粉末にするのは、医療法人が粉末にするのですか。

申請人 うちで粉末にします。

うちで粉末にして、それをフリーズドライにした状態で納入します。

事務局 粉末にするのは、桐ヶ作の圃場の近くに機械を置いてあるのですか。

申請人 置きます。

あまり大した設備じゃないので、1軒家を借りたんですけども、1階の方でできます。

事務局 モリンガ茶のことでよくわからないのですが、調べたら沖縄とかでも取れるような、日本どこでも採れるのですか。

申請人 沖縄で取れます。

栽培できるかどうかといたらできるとは思いますが、関東より下ではないと無理じゃないかなと思います。

あと、やっぱりそういうスーパーフードと言われてるものなので、ちゃんと無農薬じゃないといけない。

とかです。ね。いろんな試験を納品先によって多分いろいろあると思うんですけども、うちの場合は、その医療法人のドクターがチェック、毎月チェック、ちゃんと言われた通りに作られてるか基準はあります。

事務局 福岡から、いらしても生産性は良いのですか。

申請人 輸送コストがかかり過ぎているので今、輸送費が高くて、作って送るぐらいだったらこちらで土地を取得して、こちらで生産する方が、まだ、長い目で見たときに、全然ちょっと、拠点をモリンガに関しては、関東の方はもう需要があるのでやっぱり、どうしてもやっぱり関東になってきます。

事務局 3人の方で経営してますが、交代で野田市の勤務地に来ることになると思いますが、例

えば、地元の人の雇用みたいな考えはあるでしょうか。

申請人 まだ何もその辺をちょっと考慮しなかったので、当然僕らも人手とか使って、例えば、最初思ったのはそのシルバー人材センターのところで登録して、いろいろお仕事お願いしたりしようかなと思ってましたし、今の段階では検討してます。

石山（幹） 今、福岡の会社では何人位の人で耕作しているのですか。

申請人 3人でやってます。

石山（幹） 拠点を野田市に移すということですか。

申請人 モリンガのことにしましては、移したいなと思っています。

石山（幹） モリンガだけではないんですか。

申請人 福岡ではトマトを作ったりとかやってます。

事務局 できた木を1年後で処分する。
そうするとまた種から栽培するのですか。

申請人 そうです。

事務局 桐ヶ作で種から苗を作っていく。

申請人 はい。

事務局 1年で実が出るのですか。

申請人 はい、出ます。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。
退席されて結構です。

—申請人退席—

ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

なお、申請番号7番については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号1番から6番、8番から10番について先議します。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で528.00平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和4年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、転用済の農地で、上申書が添付されています。

計画内容は、車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンス等で囲まれています。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から4ページの申請番号10番までの案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、転用済ですので資力は必要ありません。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田4筆で1,263平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、平地なので造成は不要ですが、伐採・伐根のみ行き整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で495平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和4年7月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第2号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、庭の一部となっている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、排水は合併浄化槽を通し排水管へ接続、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、距離を6メートル離す計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については融資事前審査結果書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、区域外であると代理人が確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号4番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で505平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和4年7月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第2号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、街区の面積にしめる宅地の面積の割合40パーセントを超えている区域内の農地であることから、第3種農地であると判断されます

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、盛土・転圧・整地し砕石敷きする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土留め及びフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,067平方メートル、畑1筆で442平方メートル、合計1,509平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定の一時転用による農地造成です。

令和4年7月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第2号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、約6メートル盛土し南側道路と同じ高さの畑を造成する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、法面の勾配は30度以下で芝をはる計画となっております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、事業者から事業計画等について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、許可の期間ですが、令和6年7月31日までになります。

資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されておりませんが、千葉県に確認したところ、土地改良区に申請中であり、田から畑への農地造成なので添付の顛末書の提出で問題ないと確認しております。

また、改良区にも意見無と内諾があることを事務局でも確認しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人着席—

それでは、造成計画について、説明をお願いします。

申請人 今、資料を配らせていただきましたけれども、造成計画を求めていたので土地利用計画図をご覧いただきたいと思います。

図面でいう上側に野田市道がございます。

図面下側に、農政課が管理している道路がございます。

その間に、今回、茶色に着色した部分を盛土しまして、畑にしたいという計画になっております。

この土地というのが図面でいう下側の土地と、図面でいう上側の野田市の道路の間に6メートル程度の段差が崖地ですね、崖地が発生しております。

そのために、今まで田んぼとして、一部耕作をしていたんですけれども、ちょっと耕作の方がなかなか困難な状況でしたので、このような状況となってまして、造成後、畑として利用すると考えております。

この平面図という計画になってこれは該当地の画面になるんですけど、点線で表しているのが現況の断面となります。

一番最高でですね、17.6メートルという高さ設定しておりまして、そこから1メートル下がりまでは、畑として、造成したいと思っております。

さらにその下の部分につきましては、良質な土にて盛土をしていきたいと思っております。

法の角度につきましては、30度安全勾配のイメージで、造成をして、最後ですね、法面については、芝張り養生していく計画になっております。

齊藤委員 崖になってるところを盛土して、工事をして、茶色く塗られているところが新たに畑になり、緑が法面という計画ですが、畑として使うのですか。

申請人 はい、そうです。

現地の方は、うっそうとした山林と言いますか、木が生えている状態で、耕作が行えというか行えますけど、その困難な状況になっております。

崖の法面を有効に利用したいということで、今の計画になっております。

吉岡委員 今上の方でも、残土で畑作ったり、田んぼを作ったりして、残土は出るものだから残土を有効的に使って、畑にしようとか田んぼにしようとかという、そういう計画なわけですよね。

申請人 両方の要望です。

齊藤委員 結局、下に残土入れて、上に畑の土、上の方に少し良い土を、30センチ位入れる。

吉岡委員 この人達が持ってる残土捨てるどころなくて困っているんで持ってきて、今上の造成もそうですよね、〇〇建設のダンプでどんどん運んでいて、同じようなことと考えるとイケる良いですよ。

申請人 基本的にはそうです。

事務所 搬入についての説明がありませんでしたので、説明をお願いします。

申請人 搬入について説明するよという事で、写真の付いた3枚の施工ステップというものを用意しておりますが3枚ございますでしょうか。

土砂の搬入ルートにつきまして、ご説明いたします。

まず、現地、先ほどちょっと写真でもお示しましたけれども、樹木がいっぱい生えておりまして、伐採を行いまして、最初、その区域内を伐採いたしまして、現地に行くルートなんですけれども、ちょっとやや幅員の狭い道路を通過して現地に行くような感じになります。

それともう1つですね、土地改良区さんの方の田んぼの方からの進入路がございまして、そちらの方はですね、野田市の農政課さんの管理している道路です。

搬入路としては、そちらの方を使って良いのかとお聞きしたところ、3トン程度以下であれば、そこまでは想定していて一般の方に開放しているようなので、支障はありませんよというお答えをいただきますので、こちら今回、搬入ルートとして考えようと思っております。

まずですね、盛土をするためには、下の土地改良さん側の方から進入しまして、埋め立てていく必要があるんですけども、野田市さんの方の市道を使いたい関係もございまして、そのためには、この幅員が狭いもんですから、このステップ2というところで先行盛土、先にちょっと高く、野田市の道路と同等の高さにしたいという計画がございまして、新しく用意しておりますけれども、それでボーンと置くだけじゃなくて、ちゃんと2段にして法面を作って安全に盛るんですけども、この赤くマッチングされたところ、野田市の道路と同等の高さにして、まず造成して作業ヤードを作るために、農政課の管理道路から進入して、造成をしていきたいと考えております。

その作業ヤードができましたら、ちょっと次のページを見ていただきたいんですけども、搬入ルートという青い矢印と緑の矢印で、ルートを記載させていただいてるんですけども、まず、青いルートが3トン程度の3トンから3トン以下の車を、農政課さん管理道路から、3トン以下の車で搬入させるようにしています。

次に、緑の矢印を示しておりますけれども、ずっと下から参りまして、たまり場がついてるんですけども、ここで転回してバックで現場の方に先ほど作った作業ヤードの方向に進入していいと思います。

移動その際にちょっとこれも書いておりますけれども、4トン、8トンが転回するそういった際、誘導員を配置し転回の際、誘導員が誘導してもらってますけれども、バックで移動して、当初、当該施設利用地に土砂を搬入したいと思います。

この作業やるのが、盛土の天場からマイナス1メートルのところまでを今、考えてるような状

態で写真を付けてますが、ぶっそうとしてますけども、この矢印の先ぐらいが作業ヤードとして、道路の高さに盛土が、できるような予定になってます。

次のページをちょっと見ていただきますと、盛土の計画からマイナス1メートルまでいきますと、今度、農政課さん管理道路だとあまり上過ぎて土が入れられなくなってしまいますので、野田市さん道路を、先ほどと同じように、後進するように転回しまして、誘導者からバックで現地の方に、土地を持ってきたいと思っております、

これ最低限の作業場として、造成を完了させる。

最後にですね、緑で塗ってあるところですが法面芝養生であるとか、緑の所いろいろ線が入ってるんですけども、転落防止柵を施して、それで完成をさせていきたいと思っております。

搬入路としてこの2パターンで行ってきたいという計画をしています。

吉岡委員 3トン車以上が通るルートございますが生活道路ですか。

申請人 生活道路入ってます。

吉岡委員 そうすると、道路薄いじゃないですか。

鉄板敷いたりしますか。

申請人 鉄板も考えましたが、第三者の方にパンクしてしまうところありまして、基本的には壊した部分は、施工中はしないんですが最後、道路管理の方と打ち合わせして、直します。

吉岡委員 なぜ聞いたかっていうと、鉄板は丈夫になっていいと思うんだけどあれ結構、雨降ったりすると、危険なので一般の車、或いは自転車を通ったりすると転倒するんで、もしやるんだったらやめてもらいたいなと思いました。

石山（高） 今、田んぼなのか、耕作してない土地なのか、畑にしたときに何を作るのか。

申請人 10年位前までは、お米を作ったんですけど、土地改良区さんの範囲でもあって、でも水がきていないために、家の方から動力を降ろして、土地改良区さんの水を汲み上げていたのですが、結局、どんどん毎年お米が値段が下がるもので、その動力の方が高くなっちゃって結局断念して今は荒れ地になっちゃってるんですけども、実際、これが実現するようでしたら、その平場の方に、野田の特有の作付けであります、ハウレンソウと枝豆を作付していきたいと思っております。

石山（高） 私、木野崎なんですけど、土地改良整備した時に畑にしたところが2枚ありますが、そのうちの1枚が田んぼに戻して欲しいって、というのはもう自分たちで畑を作れないから、田んぼだったら、営農組合で作ってくれる。

転作、田んぼとして貸せるということで、畑から田んぼに戻して欲しいっていうって地権者が

いて、ちゃんと儲かる収益は得られるような、計画でないとやっぱり田んぼに戻してと計画がしっかりしてなければ、まずいと思います。

申請人 田んぼにする気はありませんで、もう水を引っ張れないってということで、動力下ろせるのも結構な仕事で、有効活用するためには今のところ畑で、野田市は枝豆、ハウレンソウが主なので、それでいきたいと思ってます。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で479平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和4年7月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第2号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、整地し整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番から 10 番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 8 番から 10 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、田 2 筆 515 平方メートルと畑 1 筆 505 平方メートル、合計 1,020 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 7 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 2 号申請番号 8 番から 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地して整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号申請番号1番から6番、8番から10番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

申請番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で418平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和4年7月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第2号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、住宅のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、排水は合併浄化槽を通し敷地内で排水処理を行い、

雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、境界線に沿って土の堰堤を施す計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については融資事前審査結果書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、意見書・同意書が添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号申請番号7番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第3号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「一般」の1番についてご説明いたします。

5ページ、6ページをご覧ください。

野田市長より令和4年7月29日付けで、令和4年度第4次農用地利用集積計画について、農業

経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、5 年の賃借権設定が畑 1 筆で 552 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号の「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第 4 号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

なお、23 番については、野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、1 番から 22 番について先議します。

1 番から 22 番について、事務局の説明を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 「中間管理」の 1 番から 22 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

野田市長より令和 4 年 7 月 29 日付けで、令和 4 年度第 4 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、15 年の賃借権設定が田 2 筆で 356 平方メートル、畑 20 筆で 12,681 平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 4 号 1 番から 22 番についてご説明いたします。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

野田市長より令和 4 年 7 月 28 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項

により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

なお、1番から23番の借受者は新規に農業経営を始めるため、機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいております。

申請人を入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 土地の選定理由については、住まいの近くに、広い土地がなかったもので、野田市役所さんに行ったところ、ご紹介いただきました。

オリーブの木を、育てております。

トルコから苗自体は、輸入している業者がおりまして、その業者から苗を購入し、自分の畑で育てて、葉っぱや実を栽培していくことになるんです。

そもそも、輸入をしている業者がですね、でき上がった葉っぱに関しては、買い取りをするという契約になっておりますので、葉っぱの卸し先というものを、自分達で探すということにはしません。

主な収益源が葉っぱで、オリーブの葉っぱというのは、お茶になったり、サプリメントですとか、用途がございまして、葉っぱが収益源にあるものですから、実については、しっかり実ができるようであれば、販売についても考えていこうかなというふうな形で考えております。

基本的には葉っぱが、オリーブを輸入してる業者に販売することができれば、利益っていうのは、採算っていうのは充分見込めるような形になっております。

葉っぱ自体を輸入業者メーカーに販売いたしますので、生産物の処理方法に関しても、特に、今のところこちらで処理する方法は考えておりません。

処理した方がメーカーに販売しやすいその処理をする工場までの距離等々、鑑みて、ちょっと葉っぱができて販売できるんだったら3年程ございまして、その3年の間で、メーカーとちょっと相談をして、私どもの方で処理をした方が効率がいいですとか、売り上げが上がるのかそういったことがあれば、その時に導入するかどうかは考えております。

農業機械の所有の状況ですけれども、木なので特にやることなく、草刈りの刈払機は自分で買いましたが、あとはトラクターは近隣の農家の方が、自由に使って良いと言ってくださって

の方がいらっしゃいますので、その方からトラクターをお借りして、作業をしております。

それ以外に特にオリーブは木ですから、今のところ周りの草、雑草を刈るぐらいしかやることはございません。

この農作業に従事する者の数、草刈が大変なので1町5反ございますので、草刈が大変なので、今年は私1人で草刈しておりますが、手が回らなくなれば来年からは、アルバイトでも雇うかなあと考えております。

技術が十分にあるかは、自分でオリーブを栽培するにあたり、その輸入しているメンバーで3年程は、他の農家さんのところに行ってオリーブというものをどのように育てて、どのような病気になるか、どのような害虫がつくか等々見て、どのように収穫してどのように処理するかっていうのは、ちょっとお手伝いさせていただいているので、もうすでにオリーブ植えて数ヶ月、その前の土づくりからも全部自分でしておりますが、木ですのでやることも特になく、技術が十分にあるかという以前に、そもそも技術が必要もないというのが、メインとなるのかと考えておりますので、今のところ問題なく植えたものもすでに育って、順調にできてるのかなというふうに思います。

筑井委員 ○○さん、私は、毎日畑を見ています。

植えたオリーブは見えないよね、草で葉っぱが。

あと一部については、見るに堪えられなくなって元の地主の方が、手で草取っていますが、それはご存知ですか。

申請人 いいえ、存じ上げておりません。

筑井委員 もう高齢の方なんですけども、その方がちょっとひどいとのこと、○○さん。

申請人 ○○さん、実は貸している土地と貸してない土地ですね、ご自身で、ちょっとわかっていなかったということで、おそらく、1ヶ月ぐらい前だと思うんですけども、息子さんと話をして、この土地ももうすでに貸している土地だったんだということで和解取れまして。

筑井委員 私、と思いますが木と木の間は、トラクターで耕運して、ちょっと綺麗になってるところがありますが、先ほど言ったように、肝心のオリーブの周りが草だらで、これ逆の方が良いと思うんですが、オリーブの周りを綺麗に草を刈っ方がオリーブのためにも、これ私は素人でわからないのですが。

申請人 単純に虫の温床になって虫が増えるから、なるべく広範囲が刈れるようにトラクターで間やってるだけで、別に周りに草が生えていても、生育には特に問題はない。

虫が増えちゃうのでなるべく周りもやりたいので、間をガーッとトラクターでやった後に、草刈払機で周りちょこちょこやって、今は2日間これ連チャンでやってたので、植えた1000本の内の600本位は、その植えたオリーブの周りも綺麗になってる状態です。

筑井委員 あと今見ると、大体3分の1か半分ぐらいしか植えてないですが、残りはいつ頃やっ
て行くのですか。

申請人 その1000本の生育状態を見て、来年、再来年どのように増やしていくかっていうのを考
えています。

筑井委員 その間は、残りの土地については、トラクターで耕運して、そのままにしておくっ
ていう状態なわけですね。

申請人 はい。

筑井委員 ちなみにトラクター借りてるのも〇〇さんのお宅かな。

申請人 〇〇さん

筑井委員 トラクターの方は順調、故障したりとか。

申請人 ないです。

齊藤委員 今のお話を聞くと、何かおんぶにだっこみたいな感じなんですけども、周りの人にそ
ういう迷惑っていうのはかかってないんですかね。

前の方が何か来てもらったという、借りてはくれたけど、草だらけだ、トラクターは借りられ
る、何かということで周りが迷惑してるっていうことはないですか。

本人には、そういうのは見えないでしょうけど。

申請人 地権者さん達が思ってるかは、わからないんですけど。

齊藤委員 それともう1つ、本人が流山市から通うとなると、4、50分。

申請人 いえ、2時間以上です。

齊藤委員 そうすると、毎日は通えないよね。

申請人 はい。

齊藤委員 今みたいに草の伸びが激しくてその管理ちゃんとできますか。

これから管理できなくて、お手上げだっということになりませんか。

申請人 そこが最大の課題となっています。

その草の管理ができてなくてないってその程度が、どのような状態で判断されるのかがちょっとわかりかねるんですけども。

齊藤委員 我々の認識だと、例えばこれが地面（テーブルの上）だとすれば、このぐらい生えれば（約20センチメートル）もう草だらけだっていう認識だけど。

申請人 これぐらい（約1メートル）。

齊藤委員 これが地面（テーブルの上）だとすると、これぐらい（約20センチメートル）生えればもう草だらけだというふうに我々、認識してるんだけど。

申請人 それは、オリーブが植えてある周りですか、それとも何も植えてないところですか。

齊藤委員 全部、全体。

申請人 であれば法面とかは正直そのような状態よりも上になってます。

齊藤委員 周りの農家の方との、問題ってのは大変かな。

筑井委員 ○○さん知ってると思いますが、借りる前の状態、あれがああ辺の近辺の人の通常の管理の状態なんですよ。

ですから、さっき言ったようにオリーブの木が見えないように伸びちゃっていると、もう周りの人たちは何もやってないって見えています。

さっき言ったように、○○さんのお爺さんは、自分でもう手で草刈りしています。

他の周りの農地を見ると、作ってないところが非常に綺麗になっていて、草ぼうぼうのところ1つありません。

逆に、○○さんが借りたところが一番草生えているような状態なんだよね。

申請人 あの状態は大丈夫なのかなと思って。

筑井委員 だからその辺が、周りの人との感覚なんですよ。

○○さんは、これでも大丈夫だと思ってても、周りの人がすごく心配してあれで大丈夫なのかなあという、ちょっとその辺の温度差あるかもしれないけども、ちょっと私が毎朝見ますが、いつもオリーブの木が見えないくて、近くに行けばわかるんだけど。

綺麗になってオリーブの木、パンとこね、立ってればばね、みんなが周りの人たちもね、頑張ってるなって思うんだけど、その辺の認識をずっと持ってもらいたいと大変だと思いますが。

それでさっきだって何もやることないとかって言うけど、何もやることあるんですだから、ちよくちよく来て草刈ればね。

申請人 草刈りのみだと思っています。

筑井委員 その草刈りのみでとりあえずは、良いので、それをちょっと考えて欲しいと思います。

申請人 はい。

吉岡委員 オリーブの栽培は全く知らなくて、ただ植えて草刈ってれば良いっていうことじゃないかと私は思うんだけど。

現在、土地も借りて、地代毎年、これから払うわけでしょ。

申請人 地代は、払います。

吉岡委員 新規就農者に申請はしてないね。

申請人 農政課で手続きしました、

吉岡委員 結局私が言いたいのは、新規就農者ということであるならば、国がバックアップしてくれれますから。

今話聞いてると、非常に目をつけどころが良いのかもしれないけど、私なんかも会社員だからできなくて、自分の畑も田んぼも草だらけだ、今おっしゃってた草っていうのは、地面が見えなくちゃ駄目、土が見えないで草生えていたら、そら問題だよ。

それと虫が来るから、周りの草を考えて下さい。

それと楽だと、植物は植えていけばいいんだと、その考え方で農業はできないと、はっきりと言います。

議長 この案件、農業委員会にあっせんをお願いしましたよね。

筑井委員がそれに対し協力して、話をまとめていただきました。

それに対して、筑井委員が言ってるもうちょっと地元との交流とか、筑井委員のところに行っ
てしょっちゅう交流、その辺のことをやっていたかかないと、ますます今度あなたも周りから、
土地を借りて耕作してんですよっていうのを、みんな認識して見えますから、まともにやっても
らえないと次に筑井委員が、あれに貸したんじゃ駄目だよってなってしまう。

これ農業委員会があっせんしても駄目だよってことになるので、その辺のことを十分注意して
やっていただきたいんです。

筑井委員が言ってる、綺麗にして下さい。

染谷委員 今聞いてると、簡単に考えたみたいなんだよね。

ただ土地を借りてオリーブを植えて、オリーブを植えつければ構わないぐらいな感じで、草伸びても別に関係ないと。

自分でも米を作っていますが、田んぼには畦畔というものがあり、そこにたかが30センチ幅が広くて50センチ幅に、草生えるとそれこそこのボールペンぐらいから伸びると、除草剤撒くとか、草刈やっけていて、それで1メートルもね、伸ばしてちゃちょっとね。

土地を貸してくれた人が農業委員会で紹介したから貸したのに、草が伸び生えてたままでやられていたら、今度は先々行って紹介した人は、農業委員会の方からあっせんがあっても危なくて貸せないということになるので、周りの人かとか仲介してくれた人にね、迷惑かからないように、明日からでも草刈やっけて、綺麗になりましたというのを見せた方がいいんじゃないかなと思います。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

ただいま申請人、事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の「中間管理」1番から22番及び議案第4号1番から22番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—賛成多数—

賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

23 番について事務局の説明を求めます。

「中間管理」の 23 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、15 年の賃借権設定が畑 1 筆で 1,972 平方メートルとなっております。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 4 号 23 番についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号の「中間管理」23 番及び議案第 4 号 23 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第 5 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

申請番号 1 番から 4 番は関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号申請番号 1 番から 4 番についてご説明いたします。

10 ページ 11 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から 30 年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第 10 条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和4年4月に亡くなっております。

生産緑地は、畑21筆で11,063.69平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地調査が行われておりますので、石塚委員より報告をお願いします。

石塚委員 議案第5号申請番号1番から4番について報告します。

令和4年7月29日に現地の状況確認を、事務局職員1名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、現在雑草が生えている農地でした。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号5番についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、事由は故障によるものです。

生産緑地は、畑3筆で2,336平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案についても、地元委員による現地調査が行われておりますので、石塚委員より報告をお願いします。

石塚委員 議案第5号申請番号5番について報告します。

令和4年7月29日に現地の状況確認を、事務局職員1名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、体調不良になるまでは、造園業者でしたので苗木を植えて管理しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、現在竹が生い茂る農地でした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページ2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、3件受理しております。次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

次に4ページから10ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、21件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、2件証明いたしました。

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 軽微な農地改良の届出については、2件ありました。

以上です。

議長 次に報告第4号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。番号1番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 報告第4号番号1番について報告します。

令和4年6月10日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作中で農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 番号2番について、調査にあたった針ヶ谷委員より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 報告第4号番号2番について報告します。

令和4年7月1日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、作付けされ農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後4時42分)